コンベンション視察受入助成事業実施要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、福井県内でのコンベンション開催を検討する団体が行う福井県内の会場施設、宿泊施設および観光施設等の視察に対し、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が、予算の範囲内において助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象）

第２条　コンベンション主催団体が、本県でのコンベンション開催を検討、選定するための視察（以下「視察」という。）のうち、連盟の会長が認めたものとする。

２　視察先が福井県を含む複数の都道府県にわたる場合、助成の対象は、福井県に係る部分を原則とする。

３　助成の対象となるコンベンションは、参加者数が５０人以上、かつ、県外参加者の延べ宿泊数が５０人泊以上の見込みのものであること。

４　対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

（助成金の額）

第３条　視察に要する費用のうち、交通費、宿泊費、借上げ車両経費、ガイド料および入場料・拝観料等の一部として、一人あたり５万円を上限に交付する。

２　助成は、視察一回あたり２人までとし、１０万円を上限とする。

（交付の要件）

第４条　視察は次に掲げる要件を満たさなければならない。

（１）福井への往復の交通手段については、原則として公共交通機関を利用すること。

（２）連盟の他の助成制度を利用したものでないこと。

（３）３月２０日までに視察を実施すること。

（交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連盟会長（以下「会長」という。）に助成金交付申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　前項の申請は、視察を開始する前に行わなければならない。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。

（交付の決定）

第６条　申請者から前条の申請があった場合、会長はその内容を審査し、適当と認める場合は助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

（申請内容の変更）

第７条　前条の交付決定を受けた申請者は、交付決定後においてその事業内容を変更または中止し、交付決定額を増額しようとする場合、または５０パーセントを超える額を減額しようとする場合は、助成金変更承認申請書（様式第３号）を速やかに会長に提出する。

２　申請者から前項の申請があった場合、会長はその内容を審査し、承認すべきと認める場合は、助成金変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

（完了報告）

第８条　助成金の交付決定を受けた申請者は、視察完了後１４日以内または視察を実施した年度の３月３１日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を記載した完了報告書（様式第５号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第９条　申請者から前条の完了報告があった場合、会長はその内容を審査し、適当と認める場合は助成金の額を確定し、額の確定通知書（様式第６号）により申請者に通知する。

（助成金の請求）

第１０条　前条の通知を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとする場合は、請求書（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、適切な請求書の提出があった場合、３０日以内に助成金を支払うこととする。

（遂行状況の報告）

第１１条　会長は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

２　前項の報告の結果、会長が、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

（交付決定の取消）

第１２条　会長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

２　助成金の交付後に前項の交付決定の取り消しがあった場合、既に交付した助成金の一部または全部を返還させるものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附　則（令和４年４月１日付け）

この要綱は、令和４年度の助成金から適用する。